

平成28年度事業計画

I バリアフリー推進事業

1. 交通事業者と一般向けバリアフリー啓発・教育の実施

公共交通従事者のバリアフリー接遇・介助水準の向上を目的として「交通サポートマネージャー研修」を実施する。平成28年度は首都圏と関西地域での研修（鉄道・バス計6回）、検定（入門編研修）などを実施し、例年通り指導者向けトレーナー研修、研修の普及、推進を図るための「交通サポートマネージャー普及推進会議」を開催する。また、テキストの見直し及びオリンピック・パラリンピックに向けた研修ニーズの高まりに対応し、入門レベル研修の実施、講師バンクの運用、小中学生等への普及啓発を推進する。

2. 公共交通事業等に従事する者に対する手話教室の開催

日本は2014年に障害者権利条約を批准し、手話は言語と定義された。それにともない国内では鳥取県などで手話言語条例が制定され、全国的に手話の普及活動が行われている。そこで、公共交通機関における聴覚障害者の移動円滑化を図るため、引き続き、首都圏と関西地域で公共交通事業等に従事する者を対象とする手話教室を開催する。

3. バリアフリー推進ワークショップ（勉強会）等の開催及び関係学会との連携

交通バリアフリーを推進する上での課題等についてハード・ソフト両面の個別テーマ毎に最新の動向を踏まえ、関係者等との意見交換、情報交換を目的として、引き続き、定期的（毎月1回程度）にバリアフリー推進ワークショップ（勉強会）を開催する。また、海外での国際セミナーの共催やバリアフリー技術検討会等を開催し、バリアフリー推進の向上に努める。さらに、国内外の各学術団体（海外：TRB、ITF等）、市民団体等との連携及び学会等への参加を通して引き続き、情報交換等を行う。

4. 公共施設等の案内用図記号等の検討

公共交通機関や観光施設等の利用者の円滑な移動を支援するためのサインシステムとして案内用図記号（図記号）は、情報を文字・言語によらず誰もが一目で表現内容を理解でき、遠方からの視認性にも優れ、また、言語の知識を要しない利点もあることから、文字での表示と比較して優れた情報提供手段であり、高齢者、障害者、外国人等に有効な案内方法である。

このため、高齢者、障害者、外国人等が多数集まる 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催、並びに今後益々日本への外国人観光客の増加に対応するため、よりわかりやすいサイン環境の整備のための平成 27 年度に引き続き案内用図記号を作成する。

5. 公共施設等における文字サインに関する基礎調査（新規）

直感的に意味内容を理解しうる情報源にサインがあげられる。その構成要素の 1 つである文字表示と案内用図記号（ピクトグラム）の標準的な仕様が未だ提示されていないため、各所で様々な整備が進められている。そこで、文字表示のフォントと図記号の大きさの基準となる組み合わせ仕様を示すことにより、見やすく分かりやすいサイン環境整備推進を目指す。

6. オリンピック、パラリンピック開催に向けた移動と交通に関する基礎調査

今年はリオ五輪・パラリンピック開催年であり、現地での大会後の状況について調査を行う。これまでの調査同様に、①情報提供の一元化と提供方法、②大量輸送時の障害者対応、③ボランティアなど人的介助、④海外諸国との基準等やマナーの違いなどについて現地調査、関係者へのヒアリング、公開資料等を基に調査を行う。また、わが国におけるオリンピック・パラリンピックに向けた市民意識、移動と交通に関する課題についてのアンケート調査を引き続き実施し、対応方策について検討する。

7. コミュニケーション支援ボード電子版の作成

知的障害者、聴覚障害者、高次脳機能障害者や高齢者、日本語のわからない外国人等が、コミュニケーションを円滑にすすめるためのサポートツールとし

て、平成 27 年度に交通事業者や公共施設職員等案内する業務を担う方向けの「コミュニケーション支援ボード電子版」を作成、公開した。

今年度は案内を希望する方（知的障害者や日本語のわからない外国人等）が自分の意志をより早く伝えるため、自ら操作しカスタマイズできるコミュニケーション支援ボード電子版を作成し、公開することにより、双方向の案内の高度化を図る。

8. 地方都市等における移動のバリアフリー化方策に関する調査

郊外部や地方の小規模な旅客施設を抱える地域では、駅施設のバリアフリー化が進んでも駅まで行くことができない、またはバリアフリー化整備が進んでおらず移動困難者が発生していることが過年度の調査より明らかになっており、高齢者、障害者などが将来の生活自体に大きな不安を抱いている。

本調査は大都市近郊の郊外部の地域に絞って、外出を促進して QOL を確保することを目標に高齢者、障害者の総合的な移動支援策について検討する。具体的には、地域特性に応じたバリアフリー化整備の対応方法、交通手段のあり方等、対応の補完方法、方向性を検討し地域の交通計画策定に資するものである。

9. 公共交通機関における障害者差別解消の推進に関する研究

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）」が、平成 28 年 4 月 1 日施行される。平成 27 年度は法の趣旨、交通機関の乗車拒否などの事例、対応事例やその配慮方法などの冊子を交通事業者、自治体関係者、障害当事者、介助者、支援者、一般利用者向けにまとめた。平成 28 年度は交通機関と利用者側双方の普及促進を図るために冊子を使ったセミナーを実施する。あわせて法の施行に伴う交通機関の対応の状況を継続的に把握するため対応事例や意見を継続的に収集するとともに、相談窓口や仲裁機関のあり方について検討する。

10. 公共交通機関における認知症者の利用実態把握と交通事業者向け対応マニュアルの作成（新規）

軽度認知症の方など日常的に外出し、公共交通機関を利用している方も多いが、外出時に道に迷う、駅での乗換で行くべき方向が分からなくなるなど少なからずトラブルも発生している。そこで認知症者の公共交通機関の利用実態を把握するとともに、交通事業者の認知症への理解を深め、公共交通機関利用時

に何らかのトラブルが発生した際にも駅員等が適切に対応できるようマニュアルを作成する。

11. 海上交通バリアフリー施設整備推進

わが国は離島が多く、離島の高齢化は著しく進展している。また、旅客船は本土と離島または離島間を結ぶ重要な交通手段であり、通院、通勤、通学、買い物等日常生活航路として、その役割は極めて高い。しかしながら、離島の過疎化の進行による乗船者の減少等により、旅客船事業者の経営状況は厳しく、旅客船のバリアフリー化が進まない状況にある。このため、離島等における高齢者・障害者等の移動の円滑化に資する旅客船及び旅客船ターミナルのバリアフリー施設整備に対し助成を行う。

12. ECOMO交通バリアフリー研究助成

今後の交通バリアフリーの促進に寄与することを目的として、バリアフリーの基礎的研究を行う若手研究者等に研究費を助成する。助成する研究は学識経験者から構成される審査委員会で選定の上、当財団との共同事業とし、成果の学会発表、雑誌投稿等については共同名義とする。

13. 「らくらくおでかけネット」等の運営

高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするために、駅構内のバリアフリー施設、乗り換え案内等のバリアフリー情報をインターネットや携帯端末を通じて提供するシステム「らくらくおでかけネット」の運営等バリアフリー情報の提供を行う。また近年、情報通信分野が発展している一方、「らくらくおでかけネット」を構成するシステムは老朽化している。そのため、今後の「らくらくおでかけネット」やバリアフリー情報提供のあり方について検討を行う。

II 交通環境対策事業

1. 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

運輸事業における環境負荷の低減を推進するため、グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）認証制度の一層の普及を図る。

平成 28 年度は、トラック、バス、タクシー、倉庫、港湾運送、旅客船、内航海運の 7 業種合わせて 2,190 件（新規分：150 件、更新分：2,040 件）の登録を目指す。

また、新規認証取得者の増加を図るため、講習会受講者へのモニタリングを継続するとともに、本認証制度に対する理解と協力を頂くための荷主訪問や認証取得助成制度の拡充に向けた自治体等への働きかけを強化する。

2. エコ通勤優良事業所認証制度の実施

エコ通勤優良事業所認証制度は、エコ通勤を積極的に推進している事業所を認証し、その取組事例を広く紹介することで普及促進を図るものである。

平成 28 年度も、更なる普及を図るために、地方運輸局等と連携した広報活動に努める。

3. エコドライブの普及

エコドライブは、地球温暖化対策の CO₂ 排出抑制策として国民の誰もが手軽に実施できる取組みであり、エコドライブ普及連絡会を中心に関係団体が協力して積極的に推進しているところである。

平成 28 年度も、エコドライブ講習認定団体への支援を継続するとともに、エコドライブ活動コンクールを開催し普及に努める。なお、このコンクールに要する事業費のうち、半額はグリーン経営認証制度事業費に計上することとする。また、エコドライブ普及推進協議会の活動を事務局として推進し、11 月のエコドライブ推進月間にシンポジウムを開催する。

4. 環境的に持続可能な交通の普及

「環境的に持続可能な交通（EST）」を地方自治体や交通事業者等へ浸透させ

るため、学識経験者、関係団体、関係省庁等と連携した普及活動を実施してきた。平成 28 年度は、普及推進フォーラム及び地方ブロック毎のセミナーの開催、EST 交通環境大賞、交通環境対策人材養成研修等を引き続き実施する。

また、国際面ではアジア EST 地域フォーラム及びモロッコで開催される COP22 に参加し、その動向をセミナーの開催等を通じ我が国の幅広い関係者に情報発信することで、運輸部門における地球温暖化対策の機運の醸成に資する。

さらに、環境への負荷を軽減するためには、地域のバス交通等の維持・活性化が重要であり、この問題への地域の意識を高めるため、引き続き全国でセミナーを開催する。

5. モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

本事業では、交通環境学習の普及を目指し自治体や小中学校に対する支援を行い、継続的に実施するための拠点作りや教育宣言の発行、テキスト出版等の活動に取組んできた。平成 28 年度は、帯広市、藤沢市、京都市への支援及び学校への直接支援やセミナー開催を継続して行うとともに、交通環境学習実施状況を把握するための全国調査を行う。

また、引き続き一橋大学商学部に寄附講義科目「交通政策論（交通と環境）」を開設する。

6. 交通・観光分野におけるカーボンオフセットの普及

本事業では、交通・観光分野でのカーボンオフセットの普及促進を図るため、事業者が自社商品・サービスにカーボンオフセットを導入する際の負担を軽減し、CO₂ 排出量の算定や排出枠の購入をウェブ上で可能にする支援システムの運用を行っている。

平成 28 年度は、このシステムへの参加事業者を増やすため、事業者向け説明会やモデル事業の募集・支援を継続して実施するとともに、参加した事業者向けに情報提供を行う。

7. エコプロダクト大賞の実施及び展示会への出展

環境負荷の低減に配慮したすぐれた製品・サービスの普及を図るため、エコプロダクト大賞推進協議会の一員として第 13 回エコプロダクト大賞の実施に参画し、12 月開催予定のエコプロダクト 2016 展示会の会場内で関係大臣賞等の表彰式を実施する。

また、エコプロダクツ展は、ビジネスマンや行政担当者、一般消費者が来場する国内有数の環境イベントであるため、当財団も継続して出展し、運輸部門における環境問題の現状とその対策の紹介を行うとともに、当財団活動への理解を深める機会とする。

8. 地域内や観光地における電動小型低速車の活用（新規）

我が国の方における公共交通の衰退は、マイカーの増加に伴い環境負荷が増大する等の問題を引き起こしている。今後の更なる低炭素社会を見据えたときに、環境負荷の少ない電動小型低速車は、歩行者とも共存できる新たなモビリティとして、地域内における生活の足や観光地での移動手段として、その解決策の一つになることが期待される。

電動小型低速車の活用に関する調査研究は少なく、一昨年からゴルフカートの公道走行が可能になったことに伴い、ようやく社会実験が始まったところであります、必要な情報も国内の関係者間で共有されていない。

そこで、平成28年度は国内外の事例調査を行い、普及可能性を検討するとともにセミナーを開催し、今後の活用に向けた一助とする。

9. 「運輸・交通と環境」の作成、発行

運輸・交通分野における環境問題(地球温暖化、大気汚染、廃棄物・リサイクル、海洋汚染、騒音等)とその対策についての包括的な情報を提供していく。

行政や当財団、市民団体、企業等の取組みも織り交ぜた本誌は他に類書もなく、普及啓発並びに当財団の広報用として活用する。

さらに、我が国の交通環境対策を海外へ紹介するために運輸・交通と環境の英訳版を発行する。

III 鉄道駅移動円滑化施設整備事業

本事業は、国と地方公共団体からの補助金及び鉄道事業者からの預託金を受けて、当財団が鉄道事業者との協定に基づいて、鉄道駅にエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化施設等の整備を行った施設を鉄道事業者に貸し付けるものである。

引き続き当財団が保有している16社、129駅の施設の貸付を設置されている駅の鉄道事業者に対して行う。